

令和6年 第22回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和6年11月26日（火）午後1時30分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮 沼 千 秋
教育長職務代理者	平 井 俊 一
委員	森 本 勝 也
委員	井 戸 道 代

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	田 森 健 志
	教育指導課長	佐 藤 嘉 弘
	学校施設課長	丸 山 由 紀
	教育研究所長	百 々 和 世
	統括指導主事	関 直 也

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	樽 川 翔 平

蓮沼教育長	<p>開会時刻 午後1時30分</p> <p>ただいまから、令和6年22回教育委員会定例会を開催します。</p> <p>天野委員より、所用により欠席するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>本日は1名の方から傍聴の申出がありました。事務局は傍聴人を入室させてください。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>それでは、日程第1、署名委員を決定します。森本委員と井戸委員にお願いします。</p> <p>続いて、日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、陳情第1号を審議いたします。初めて付議されるものですので、事務局より陳情文の朗読をお願いします。</p>
飯田教育推進課 長	<p>それでは、陳情文の読み上げをさせていただきます。</p> <p>令和6年11月6日。江戸川区教育委員会教育長、蓮沼千秋殿。</p> <p>中学校英語スピーキングテスト実施状況調査と結果の活用中止に関する陳情。</p> <p>東京都教育委員会（以下都教委）は民間業者と協定を結び、令和4年度から全公立中学3年生を対象に中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を実施し、その結果を都立高校入試の合否判定に活用してきました。これには多くの問題点があることが専門家、教員、保護者等から指摘されていますが、都教委はそれに応えようとせず、さらに令和5年度からは入試で活用するだけでなく、新たに1・2年生でもスピーキングテストを開始しました。</p> <p>透明性・公平性・公正性・個人情報保護の観点のないテスト。</p> <p>①令和4年度、5年度いずれのESAT-Jにおいても、解答に影響する音漏れがあったと受験生等から多くのアンケート回答がありました。また令和6年度から事業を引き継いだブリティッシュ・カウンシルが中学3年ESAT-Jの練習としても行った中学1・2年生対象のYear 1, 2のテストに関して、これまで以上の音漏れ状態であることが学校現場から指摘されています。令和6年度のESAT-Jも同様の問題が起こることが予想されます。</p>

②不受験者には、学力検査の得点が同程度の受験生（前後10名程度）のE S A T－J結果平均から見込み点が与えられましたが、その妥当性を示す統計的根拠はありません。

③このテストでは、個人情報（顔写真含む）を民間業者のサイトに登録する必要があり、情報漏洩の危険性、個人情報利用の不透明さに懸念を持っている受験生・保護者への配慮がなされていません。また今年度は登録時にシステムの不具合により、登録ができない、他校の生徒情報が学校に届くなど大混乱が起きました。業者のテスト運営能力と、都教委の監督体制への不安、不信が一層深まっています。

授業と英語教育の質の低下、教育格差拡大の懸念と不適切な予算利用。

①人間とのやり取りではなく機械に向かって、自分とは関わりの感じられない内容について一方的に説明する問題で、英語でのコミュニケーション力を測り、向上させることができるのかは疑問です。試験を動機づけにするのでは、本来の目的ではなく、試験で高得点を取るための学習に目が行きがちになります。

②経済的に厳しい状況の家庭の子どもには、E S A T－Jは不利に働きます。新学習指導要領下で英語学習がさらに難しくなる中、塾に通える子とそうでない子の間で格差が広がります。

③令和6年度予算額が43億円に増額されていますが、公教育は、すべての生徒の力を伸ばすために行われるべきです。これだけの予算があれば、外国人英語指導員も含め不足している英語科教員の確保、35人学級の実現が可能となり、英語を話す力の育成にも十分効果をもたらします。

陳情項目。

1. 区教育委員会において、中学校英語スピーキングテスト（以下「E S A T－J」という）実施直後に受験生全員と各学校（教員）等を実施状況に関する調査を行い、すみやかにその結果を公表するよう都に意見書を提出してください。

2. 区教育委員会において、E S A T－J結果の令和7年度都立高校入試への活用を中止するよう、都に意見書を提出してください。

以上です。

教 育 長

ありがとうございました。本陳情に関する資料要求等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

平 井 委 員

スピーキングテストの現状でいいますと、11月24日（日）に実施され

	<p>たというところ、3年目というところだと思います。事業者の変更もありますが、230会場、約7万人ほどが受験を受けたということ聞いております。12月15日は予備日も設定されているということで、今年度はマイクとヘッドフォン一体型のものが使用されたというところでは昨年と変わっているのかなと思いました。情報収集に向けて江戸川区の生徒たちが不利益のないような内容に願うところですが、何か不利益があるようでしたら適切な対応を取っていききたいなと思っております。何か報道等で流れているような情報以外に、何か情報がありましたらお願いしたいと思っております。</p>
<p>佐藤教育指導 課 長</p>	<p>さきの日曜日に3年生のESAT-Jが実施されまして、区内でも数名の生徒が試験が受けられなかった状況がございます。こちら、詳細につきましては、機械の不具合というふうに都教委からは発表がありました。午前中に受験すべき数名が午前中に受けられず2回目に回ったという話がありまして、その2回目の中でも機材が足りなかったのかというところで、その会場において1名受けられなかったというところで報告がありました。江戸川区のほうで調べたところ、複数校の生徒が受験ができなかったと。それに際しては、予備日に受験をし直すように都教委からの指示があるのですけれども、交通費も含めて都教委の機材の問題ですので、こちらにつきましては今、都教委と今後の処置について協議を進めているところでございます。</p> <p>そのほか、都教委に入った情報としては特にございません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ほかいかがでしょうか。</p> <p>それでは、本陳情の審議は次回に継続ということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、陳情第1号は継続といたします。</p> <p>次に、第38号議案、令和5年度教育委員会事務事業点検・評価の実施についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>それでは、令和5年度事務事業点検・評価報告書(案)に基づきまして説明をさせていただきます。</p> <p>2ページをおめくりいただきまして、資料の一番下に1ページと付番されているページからご覧いただければと思います。</p>

「はじめに」とありますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づきまして、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、報告書を作成しているというものでございます。今回は令和5年度の事務事業に関して、点検・評価を行いました。次のページをご覧ください。

2番の(1)にございますように、令和5年度に実施した事業の中から下記の4点を評価対象といたしました。一つはスクール・サポート・スタッフ、二つ目が医療的ケア児の受け入れ、三つ目が日本語指導員、四つ目が校内別室指導支援員配置事業であります。

(2)①の点検・評価の流れにございますように、対象とした事務事業について、当該事業の所管課が自ら点検・評価を行った上で、教育委員会が内部評価を実施し、またその後、外部評価を実施するというものでございますが、本日お示しした資料は、当該事業の所管課が自ら点検・評価を行ったものでございますので、こちらにつきまして、教育委員の皆様には内部評価をいただければと思います。

評価の視点は、成果、有効性、効率性でございます。3ページの中ほどにございますように三つの評価基準にそれぞれ1から5の5段階の評価を行いました。次の4ページの一番下段にございますように、学識経験者につきましては昨年度もお願いをさせていただいておりますお二人の先生になります。

以下、それぞれ四つの事業につきまして、各所管から説明をさせていただきますが、5ページ、スクール・サポート・スタッフは教育推進課でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

事業の目的にございますように、働き方改革を推進するために各学校の教員の庶務的業務をサポートする職員を配置することで教員の負担軽減を図るものであります。

2番、事業概要の1、(1)にございますように令和元年度から開始をし、(2)にございますように令和5年度では205名の配置をしております。(3)の職務内容にありますように学習プリントの印刷・配布や授業準備、片付け、採点業務の補助等を行うほか、一番下の米印の一つ目にありますように学校の状況に応じて様々な業務をお願いすることができます。

ただし、児童・生徒に直接関わる業務、学習指導や見守り等、また校外学習への引率はできないというものであります。

6ページ、上段をご覧くださいますと、勤務形態としましては、任用資格は特にございません。賃金は、令和5年度、1,131円が時給となっております。

ります。

2番の実績の(1)、こちらは先ほど申し上げたとおりであります、(2)が教員の時間外勤務の推移です。働き方改革の様々な取組を始めました令和元年度頃から昨年度、令和5年度にかけて、小学校、中学校いずれも時間外勤務が減少傾向にあります。

また、7ページの上段にありますように、スクール・サポート・スタッフを導入したことによって教員が実感している効果としては、勤務時間の減少、また授業準備の時間の増というのがそれぞれ9割程度の教員、学校が感じているところであります。

その他、②としまして、自由意見、時間外勤務の減少や授業時間の増加、生徒・児童と関わる時間の増加の他、課題としましては、仕事量に多い月、少ない時期がということで計画的に進めていくことが難しいこと。募集や任用に係る負担が大きいことなどが挙げられました。

8ページにございますように、経費としましては、3億1,012万円です。

続いて、3番の内部評価であります、一つ目の成果につきましては、スクール・サポート・スタッフ導入後、教員の時間外勤務が大幅に削減でき、退勤時間が早くなったなどの声があり、本事業の目的である教員の負担軽減に寄与していると考えております。

二つ目の有効性としては、時間外勤務が減少しただけでなく児童・生徒への指導、また教材研究等に充てる時間が増えるということで効果を上げております。

三つ目の効率性であります、特に時間外勤務が多い学校については追加配置を行うほか、区教育委員会で手引きやQ&Aを作成することで効果的に活用できているところであります。

9ページ、上段の今後の課題でありますけれども、スクール・サポート・スタッフに依頼が来る業務をまだ十分に理解できない一部あったことから、そういった学校では活用が進んでいないというところも見受けられました。

また、任用に至るまでの事務の負担が大きいということを感じている学校があることから、こちらについても簡素化を図る等、負担軽減を講じる必要があると考えてございます。

以上のようなことを含めまして、内部評価としては「4」とさせていただきました。

教育推進課からは以上です。

田森学務課長	<p>続きまして、学務課のほうから、医療的ケア児の受け入れについてのご説明です。事業目的につきましては、医療技術の進歩を背景として、喀痰吸引、経管栄養、人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒が増加しています。その中で、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。この法律の施行によって、学校設置者は学校に在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行うことが求められるため、校内において安全かつ適切な医療的ケアを実施するということでございます。</p> <p>事業概要につきましては、医療的ケアの実施の決定をまずしていきます。保護者の申請に基づき、対象児童・生徒の主治医や教育委員会が依頼する指導医の意見等を参考に、「江戸川区学校医療的ケア安全委員会」において、医療的ケアの実施について検討、実施するものでございます。</p> <p>2番、医療的ケア児の在籍児童数でございます。令和4年度は区立小学校で2人でしたが、令和5年度は4人に増えているというところでございます。</p> <p>3番の医療的ケアの実施内容で、在籍児童、学校等、学年、それから必要な医療的ケアを書かせていただいております。</p> <p>参考に、②のほうは令和6年度就学児童でございます。これは令和5年度に対しての評価でございますけれども、令和5年度中に受入れについて審議及び入学準備がされたものですので、6年度の就学児童をここに追加して入れさせていただいております。松本小学校で1年生、この子は今も学校に行っておりますが、必要な医療的ケアがこれまで5年度に受け入れた子どもに比べると非常に多岐にわたる医療的ケアが必要だということでございます。</p> <p>4番、看護師の派遣事業者でございますが、株式会社メディカルコンシェルジュというところに依頼をしているというところでございます。</p> <p>5番の派遣業務内容につきましては、医療的ケア児の在籍各校へ看護師を毎日1名派遣してございます。内容につきましては、1番から14番に書かれているとおりでございます。</p> <p>6番、実績でございますが、これは看護師の派遣時間数で表させていただいております。これもご覧いただければと思っております。</p> <p>続きまして、12ページ、経費のほうにまいります。経費でございますが、令和5年度で2,400万余ということでございます。内訳としましては、報酬、需用費、役務費、委託料、備品という形でこのような内訳になっているというところでございます。</p> <p>3番、内部評価でございます。1番、成果でございますが、学校に看護師</p>
--------	---

を派遣することで医療的ケアを実施することで、対象児童が地域の学校に通うことができるようになりました。そのことにより、子どもたちが地域とのつながりを持ち、他の児童と相互に理解し合いながら学びを深めていくことが可能となりました。

同様に子どもが地域の学校に通うことで、家族も地域の上で顔の見える環境を構築していくことができております。

配慮が必要な児童において、地域でネットワークを構築することは本人、家族にとって今後生活していく上でも安心感となり、共生社会の実現に寄与しているというふうに考えてございます。

2番、有効性でございますが、医療的ケアの必要な児童も将来には社会に出て自立しなければなりません。障害のない人たちとともに生活を送らなければならない。そういった準備を学校生活において経験し、手伝いの求め方ですとか、その程度・内容を学ぶことで対象児童の可能性を広げていくことができると考えております。

同じ学校の児童は、対象児童とともに過ごすことで、医療的ケアの実際を間近に見聞きすることができますので、生活の工夫を一緒に考え、支援の方法を自然に身につけることができます。全ての児童が多様性の中で過ごすことを経験し、それぞれのペースや範囲で成長発達できる。また、それを見守る教職員、保護者も同様に多様性を実感することができます。

3番、効率性でございますが、看護師不足である現状に対して、看護師を会計年度任用職員として新たに雇用することは非常に難しくなってございます。雇用後も急遽の休みや退職などがあった場合、代替看護師の確保は非常に難しくなっております。そのような問題解消のため、看護師派遣会社を活用し、募集・配置を行うことで、切れ目のない配置をすることが保護者の負担を軽減することにつながりました。

また、看護師が学校に配置されることで、医療的ケアのことに限らず、対象児童の疾患のこと、他児童における健康課題などを看護師に相談できるようになり、学校行事や緊急対応時等、補助的な役割も担うことができている。

4番、今後の課題でございますが、在宅で過ごすことが可能な小児疾患が広がってございます。状態が安定していれば多様な医療機器を使用しながら地域で生活することが可能となっております。区立学校においても、現状のまま看護師の派遣を続けていくことは予算的な負担が多く、持続困難が見込まれます。

また、いずれ看護師による医療的ケアではなく、自立して、ケアを自分で

教育指導課長	<p>実施するということが、社会の一員として生活を営むことが必要になる児童もいます。児童の成長発達に合わせて看護師配置の必要性を見直し終了を検討しながら、義務教育後の自立を目指し、保護者・学校関係者・医療機関と連携し進めていく必要があります。</p> <p>また、心配なのは災害時でございます。そういったときに医療的ケア児の避難体制の構築について、関係部署とともに今後も検討を重ね、学校における過ごし方や帰宅困難時の対応方法など、具体的に計画を立てていく必要があります。</p> <p>ということで、学務課としての内部評価「4」とつけさせていただいております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>続きまして、次にページに移ります。日本語指導員、教育指導課でございます。</p> <p>こちら、事業目的、記載がございますけれども、区内の区立学校（園）に在籍します日本語の意思疎通が困難な外国人、帰国幼児・児童・生徒及びその保護者に対しまして、日本語指導員を派遣して指導・支援を行い、幼児・児童・生徒の学校生活への適応を促進することを目的としてございます。根拠法令は以下に記載のとおりです。</p> <p>事業の開始は、平成23年から行ってございます。対象は先ほど申し上げたとおり、意思疎通が困難な幼児・児童・生徒及びその保護者でございます。指導回数は、1人当たり80回、計160時間、これが1人当たりの時間となっております。</p> <p>日本語指導員の要件ですけれども、こちら記載がありますが、日本語指導員の役割を理解し、その職責を遂行する熱意を有する者でございまして、謝礼は1時間につき2,000円となっております。予算は、令和3年から3,300万規模でそのまま来てございます。</p> <p>次のページに移ります。職務内容ですけれども、この日本語指導員が児童・生徒のそばに寄り添いまして、授業中教員が話す言葉の翻訳や児童・生徒の考えを日本語で表現する際に支援してございます。実績は記載どおりですが、令和4年度は371名、令和5年は418名でございます。</p> <p>成果でございますけれども、近年日本語が必要とする児童・生徒数が全国的に増えてございます。江戸川区でも例外ではなく、令和3年から5年までの間に約1.5倍の児童・生徒が必要としている状況がございまして。その中で、区教育委員会としましては、適切な日本語指導員を学校の申請に応じて</p>
--------	---

速やかに派遣しているところでございます。

次のページに移ります。有効性、記載のとおりでございますけれども、日本語指導員が寄り添うことによって、また、継続的に日本語指導を行うことで、外国籍児童・生徒、または帰国した日本籍の児童・生徒の不安を解消してございます。

また、学級担任と日本語指導員が連携しまして、言葉に関する課題について共有したり、解決方法を検討したりしております。

効率性でございます。児童・生徒の実態に応じた指導日や指導時間を設定してございます。そして基本的には1人の児童・生徒に対して同一の日本語指導員が支援しますので、児童・生徒の実態に即した指導を行うことができてございます。

最後、今後の課題ですけれども、先ほど申し上げたように日本語の支援が必要とする児童・生徒数が増えてございます。その中で指導員の増員が必要などございまして。近年3,300万規模で推移してございますけれども、今後予算の拡大・拡充が喫緊の課題となっております。内部評価は「4」といたしました。

以上でございます。

百々教育研究
所 長

続きまして、次のページ、校内別室指導支援員配置事業についてです。

1番、事業目的ですが、学校には来られるが教室になかなか入ることができない。また、家に引きこもっている状態から第一歩を生み出そうとする児童・生徒に対しまして校内にもう一つの居場所をつくり、そこで支援する人材配置することで、安心して自己存在感や充実感を感じられるようにすることが目的となっております。

事業概要としましては、こちらの事業は東京都教育委員会の委託事業となっております。都の補助金10分10で2年間の指定になっております。令和5年度は小学校5校、中学校19校で実施しました。支援員によるサポートのもと、計370名の児童・生徒が校内別室につながることができました。

学校の支援状況につきましては、表をご覧ください。表の一番下に支援員さん数ですけれども、令和5年度計延べ104名の支援員さんにご協力いただきました。別室利用の児童は、総計で370人ですが、中学校で305人、小学校、65人ということになっております。

次のページをご覧ください。

(2) 安心して居られる・学習できる環境整備ということで、昨年度配置されました学校、個々で学校で子どもたちの別室、創意工夫をしまして子ど

もたちが教室とは違う空間を創意工夫して造っております。そこで支援員さんが子どもたちをサポートするという体制を整えております。

(3) 各学校の支援員による支援状況につきまして、各学校の声を記載させていただいております。代表的なものを一つ取り上げさせていただきます。④、支援員が、対象児童やその保護者と一緒に、別室で給食を食べている。児童との関係性を築くことができ、支援員と一緒に学習をすることができている。授業に入れそうなときは、支援員が付き添い、授業に参加できるようになった。こちらは校内別室を支援員さんと過ごす中で、学習意欲がわき、また学校への登校意欲も増すだけでなく、教室にもう一回上がってみようかなという気持ちも醸成することができましたいい例となっております。

(4) につきましては、各学校の支援体制、工夫した体制につきまして記載させていただきました。③、支援員が学級担任と連絡を取り合い、生徒の個別時間割を作成し、段階的に学級復帰できるように支援を行っている。教科担任とも連携し、生徒の特性を踏まえて、授業の受け方を考えることができている。こちらは支援員に全て丸投げをすることなく、支援員が入るからこそ教員と支援員がタッグを組んで、その子の支援を充実させていくというところの好事例でございます。

2番、経費についてです。こちら報償費としましてはこちらをご覧ください。

内部評価、成果でございます。令和5年度7月から開始した本事業は、令和6年1月時点で370人の児童・生徒が校内別室につながることができました。小学校時代は全く登校できなかった生徒が、担任、スクールソーシャルワーカーの連携による働きかけにより、現在は週3回程度、校内別室に登校できるようになったとの報告を受けております。さらには、話し相手になったり、学習支援を行ってくださる支援員により、教室とは違う環境で自分の居場所となっている生徒もいます。

有効性についてです。校内別室が整うことで、学習や集団適応に困難を抱えていた児童・生徒にとって、個別及び小集団での環境になるので安心して学校生活を過ごすことができっております。

最後の段落です。今まで担任の先生一人で不登校児童・生徒の状態把握を行っていた部分もあるので、支援員さんが配置されることで児童・生徒の状態が多角的に把握され、先生による支援も適切かつ充実したものにつながっております。

効率性です。校内別室だけでなく、支援員の配置により、不登校児童・生徒が安心して過ごせる場所ができただけでなく、支援員と先生が情報共有し

	<p>合うことで、保護者との会話においても具体的かつ適切な学校の支援方針を伝えていくことができております。不登校児童・生徒及び保護者、それを支える先生相互に効率かつ有効な事業でございます。</p> <p>次のページにまいります。</p> <p>最後に、今後の課題です。大きく下の3点が課題となっております。一つ目は支援員の確保です。二つ目は校内別室の確保。そして、予算の確保でございます。予算の確保につきましては、都の補助金10分の10を受けて実施しておりますが、これは都の事業として2年間となっておりますので、令和5年度から配置されている学校は本年度で終了となっております。令和7年度以降区で予算を立てて実施していく必要性があり、今要望しているところでございます。</p> <p>これらの点から、非常に不登校児童・生徒にとって有効な事業であると捉えまして、内部評価として「5」とつけさせていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、4事業を報告させていただきました。評価としては、4、4、4、5ということでしょうか。何か質問、意見等あればお願いします。</p>
井 戸 委 員	<p>一番最初の事業なんですけれども、5ページのところにスクール・サポート・スタッフの職務内容というのが⑧まで書いてあって、そここのところを読んだときに、うまく機能できていないというところが若干できていないという、9ページの一番上に「依頼できる業務を十分に理解していないことから活用が進んでいない学校もあった」と。令和元年度から5年で、もったいないなとすごく思ったんですけど、5ページに戻りまして、職務内容というのはこういうことができない、ああいうことができるということよりも、一番下の「児童・生徒に直接関わる業務や郊外学習への引率は不可」、これが一番大きいわけですか。いけないことはこれが一番大きいのかなって思ったんですけど、そういうことでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>基本的にはスクール・サポート・スタッフは教員の負担軽減になることであれば、かなり幅広くお願いできる、実施できる事業になってございますが、井戸委員がおっしゃるようにそういった中であっても、児童・生徒と直接接するようなものには活用ができないというところが事業のある意味一番大きな特徴といいますか、それ以外のところでお願いさせていただいて、児童・生徒に直接接するものは教員が集中できるようにということで、サポート的</p>

井戸委員	<p>に入る職種になります。</p> <p>ありがとうございました。働き方改革を推進するためということで、すごく先生にとっては助かるし、またこの先生の時間ができたことによって子どもたちとの関わりも増えたのでとてもいいことだと思うんですけども、また先ほどと同じになっちゃうんですけど、9ページの1行目にあった業務を十分理解していない学校というのはどのぐらいあったのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>十分に理解していない学校の数はすみません。今、手元にはないんですけども、例えば7ページご覧いただきますと、上段のほうに勤務時間数の減や授業準備時間の増等に有効に活用できている学校は9割以上あるというところは見て取れるんですけども、残りのところで一部十分に理解できていないところがあるというところが、委員がおっしゃるように非常に残念なところがありますので、ここは引き続きしっかりと周知していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
井戸委員	<p>ありがとうございました。</p>
教育長	<p>スクール・サポート・スタッフさんだけでなく教員のほうもこういったことを頼めるんだよと言っているのに頼まないとかね。自分がやったほうが早いとかこっちがしたらいいやとか、あとスタッフさんと人間関係ができていないから頼みづらいとかというのも実態として聞いているんですけど、その辺やっぱりしっかり業務として食い止めていただきながら、スタッフさんとも話したことがあるんですけど、やっぱり頼んでいただいたほうが仕事も進めやすいし、何もしていないとさぼっているんじゃないけど、そんな所ないというのもあるので、自分のやっていることが子どもたちにプラスになって先生方の時間軽減になればということでやっているの、その辺を徹底させていくというか、井戸委員がおっしゃったとおりなのかなと思っております。ありがとうございます。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p>
平井委員	<p>今、このスクール・サポート・スタッフについて確認させていただければと思うんですけども、6ページの実績の(2)の表1ですけれども、小学校の令和元年度、令和5年度それぞれ38.0、32.4とありますけれど</p>

	<p>も、下のほうのグラフになると38.2、35.4というところになっているんですけども、私が見ているところは何か違うのですが。</p>
教育推進課長	<p>グラフのところが入力間違いがあるようですので、修正させていただきます。</p>
平井委員	<p>これ、グラフが間違っているんですよ。減少傾向にあるということで。</p>
教育推進課長	<p>はい。おっしゃるとおりです。</p>
教育長	<p>表の中が正しいと。下のグラフがおかしいということで。</p>
平井委員	<p>もう一つ、私も井戸委員が指摘されたところと同じようなところが非常に気になったところではありました。経年で実施している事業ですけども、徹底されていないという部分でちょっと残念かなというところではあります。これを受けて1番のところの学校が十分活用していないというのは読み取れるのかなというところではあります、徹底したご指導をというところでお願ひしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
井戸委員	<p>同じく、スクール・サポート・スタッフのところなんですけれども、この募集というのは学校も担当していて区のほうもやっているということなんですけれども、その募集が学校の負担が大きいと書いてあったんですけども、この募集というのは学校ではどなたが、副校長先生ですか。</p>
教育推進課長	<p>主に副校長先生や校長先生だと思いますけれども、地域の方でこういった業務をお願いできるような方がいらっしゃる場合には直接お声がけしていただいたり、教育委員会のほうではホームページ等で広く募集を募ってございますが、学校では地域の顔の見える関係の中での声がけをしていただいているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>私も経験ありますけど、結構学校から直接PTAの方とか地域の方でいかがですかなんて、私なんかやっていいのですかなんて、そういうのもありますけど、ただ余り学区域も、利用規定というのはいいいんだけど、個人情報</p>

<p>教 育 長</p>	<p>報とかそういうのもあるのでその辺は信頼できる方とか、あるいは経験のある方とかそんなところを踏まえながらやっていくという状況です。</p> <p>ほかよろしいでしょうか。</p> <p>中身的にもうちょっと充実させてほしいとかというご意見ありましたがけれども、内容的にはお認めいただいたのかなということで、原案のとおり内部評価（案）として決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、そのように決定し、学識経験者に内部評価を依頼いたします。</p> <p>次に、第39号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について、及び第40号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正についてを議題としますが、本件は議会に上程される前の議案に関連するものであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思えます。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>賛成多数と認めます。本案件は秘密会となります。審議は本日の公開案件の後、行います。第39号議案及び第40号議案については、関連する議案が議会に上程された後に、議事録の公開を原則とします。</p> <p>次に、第41号議案、キッズフリマ開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>それでは、ご説明を申し上げます。後援名義の申請書、以下添付書類がございますので、こちらをご覧くださいと思います。</p> <p>申請者は、一般社団法人江戸川南法人会青年部であります。行事名はキッズフリマ、事業目的は、子どもたちへの税の理解促進及び実地を通じて租税教育を行うというものであります。実施時期は、令和7年2月8日（土）、会場はタワーホール船堀の1階展示室になります。事業規模は小学生向けということで、100名程度の小学生の参加を予定しておりまして、出店に当たりまして300円の経費を徴収しているそうです。</p> <p>次のページをご覧ください。企画書でございますが、事業の目的・意義というところがございますように、江戸川南法人会としては地元企業や子ども</p>

たちへ税の重要性を広め浸透させるために活動しているそうでございますが、通常の租税教育のほかに子どもたちが物品と金銭をやり取りすることによって税金への理解やお金の重要性の理解を深める環境づくりということとで取り組まれるものであります。

運営につきましては、別紙でご説明をさせていただきます。

次のページは予算書になります。協賛金、積立金を主な収入としておりまして、支出のほうをご覧いただきまして分かるように、このキッズフリマの開催につきましては、HONEYTHINGという法人に委託をしているものでございます。こちらはキッズフリマの登録商標を取得している団体というふうにお伺いしてございます。

次のページからが横版の資料になります。キッズフリマの紹介の資料であります。1ページをめくっていただきますと、次のページ、キッズフリマの歴史ということで、2006年にスタートして以来、2023年には全国で201か所で開催をされているものになるようであります。

次のページ、3ページ、この資料上の3ページにありますように、これまで総来場者数は23万4,000人、開催回数は1,077回というものでありまして、4ページにございますようにメディアでも紹介されているということだそうです。

6ページをご覧いただきますと、キッズフリマで学べることということで、お金のリテラシー、リユース意識、またコミュニケーション能力ということで、こういった力を学べるということでございます。

資料9ページになりますと、当日の流れの記載がございます。午前の部、午後の部、第一部、第二部と書いてございますが、それぞれ出展者の受付から準備、始まりのレクチャー、ここで経済のことや接客のこと、収支計算シート の書き方やその他注意点の説明をするようであります。

その後、キッズフリマを開催し、基本的には会場内は出店、お買い物をする児童とスタッフのみの空間ということで運営されるそうです。

最後に、終わりのレクチャーをした上で片付け、退場となります。

次の10ページには、レクチャーで使う資料を参考に載せていただいております。12ページ、13ページに記載がございますように、周辺の小学校にチラシを配布し集客をされると伺っております。周辺の学校に約1万部のチラシを配布し、参加者を募るということでございますが、その他の開催におきましても、おおむね90%の方が学校で配られたチラシを見て来場するというふうにお伺いしてございます。

資料の説明につきましては以上です。

教 育 長	ただいまの件に関しまして、質問等あればお願いいたします。
平 井 委 員	ただいまのキッズフリマの開催自体は、江戸川区が初めてということでしょうか。
教育推進課長	<p>厳密に初めてかどうかはちょっと分からないんですけれども、教育委員会で後援しているものとしましては、昨年、青年会議所が実施した事業の中で、事業の名前は違うんですけれども、コーナーの一つとしてこのキッズフリマをやったというふうに報告を受けています。</p> <p>以上です。</p>
平 井 委 員	<p>ありがとうございます。こちらの申請書中の一番下ですが、添付書類に主催者の存在等、①②③とありますけれども、③の役員その他事業関係者の住所、身分等を明らかにできる書類、何かこの書類が来ているということは、こちらの江戸川南法人会さんではなくてNPO法人もしくはこのHONEYTHINGの何か情報が来ているということでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>すみません。こちらの資料に添付はないんですけれども、実施者はあくまでも江戸川南法人会さんでありますので、法人会さんの事業の内容等の資料はいただいているのですが、ちょっとこちらには添付をしてございません。</p> <p>以上です。</p>
平 井 委 員	<p>江戸川南法人会さん、青年部というところでこの事業を進めているというところでは、HONEYTHING、もしくはNPO法人キッズフリマというところのノウハウを利用してというところかと思います。子どもたちが売る側も買う側も全て子どもたちだけというところでは、非常にお金の勉強になるのかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
教育推進課長	<p>すみません。少しご案内を間違えてしまったようなので、訂正させていただきます。キッズフリマ自体はNPO法人キッズフリマの登録商標でありまして、それを活用してHONEYTHINGが運営をしているということがあります。すみませんでした。</p>

教 育 長	この予定は商工会議所は全く関知せず。
森 本 委 員	関知していませんね。
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかになれば、第41号議案は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、本日提案しておりました第42号議案及び第43号議案ですが、都合により取下げいたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。教職員の人事についての報告ですが、人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>賛成多数と認めます。本案件は秘密会となります。</p> <p>次に、いじめの重大事態調査の報告についてですが、個人が特定されるなどの影響が懸念されることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>賛成多数と認めます。本案件は秘密会となります。これより会議は秘密会となります。傍聴人の方は退室願います。</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会〕</p> <p style="text-align: center;">〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕</p>
教 育 長	<p>それでは、第39号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてを審議いたします。内容について事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>それでは、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正につきましてご説明いたしますが、資料少し戻っていただきまして、第39号議案の資</p>

料をご覧ください。

資料のご説明に入らせていただく前に少し口頭で補足をさせていただきますが、特別区職員の給与等につきましては、10月に行われました特別区人事委員会の勧告を受けまして引上げという形になってございます。具体的に申し上げますと、民間事業者との差額を確認した上で月例給、月々のお給料の引上げ、また特別給ということでいわゆるボーナスに当たります期末勤勉手当も年間で支給月数を0.2月分引き上げ、そして扶養手当につきましては、国の国家公務員もそうなんですけれども、配偶者にかかる扶養手当を廃止し、代わりに子どもにかかる扶養手当を引き上げると、このような動きをしているところであります。これを受けまして、第4回区議会定例会に追加議案ということで、幼稚園教育職員の給与に関する条例を付議をするところではありますが、これに加えまして条例で規定仕切れない部分を規則で改正するというところであります。

まず、一つ目がこちらの資料にお出しさせていただきました幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の改正になります。民間事業者でいうボーナスが公務員の場合は期末手当と勤勉手当ということで二つに分かれてございますが、今回ボーナスを年間0.2月分引き上げるということにしたときに期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.1か月分年間で引き上げるというものでございました。この勤勉手当につきましては、今年度から0.1か月分引き上げをするところでありますが、既に6月のボーナスは支給が終わってございますので、12月のボーナスで0.1か月分の引き上げを行います。

一方で、来年度以降につきましては、6月と12月にボーナスがありますので、今よりもそれぞれ0.05か月分ずつ引き上げて合計で0.1か月分年間で引き上げられるような形に修正をするというところでございます。

最初でございますのが、資料で申し上げますと、右側に100分の120.5、左側に100分の122.5ということで0.1か月分引き上げている資料になってございますが、こちらは2ページ目でございますように公布の日から施行して、今年の冬のボーナスに反映させるものであります。

次のページでございますところは、そこから0.05か月分を引き下げて、来年の4月以降、6月と12月でそれぞれ引上げの上で合計で0.1か月分引き上げるという二段階に分かれている内容になってございます。

また、それぞれこちらにつきましては、公布日を分けて施行するということにつきましては、条例も同様のつくりになってございますので、それと合わせて改定を行うというものでございます。

勤勉手当の規則に関する説明は以上です。

教 育 長	<p>この件につきまして、質問等あればお願いいたします。 なければ、第39号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第40号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正についてを審議いたします。内容について事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>続いて、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>こちら先ほどと同様特別区人事委員会の勧告を受けてのものになります。いわゆる月例給、毎月のお給料の月額であります。こちらを上げると先ほど申し上げましたけれども、引き上げは令和6年4月1日にさかのぼって引き上げを行うというものであります。</p> <p>今回改正をいたしますこの規則の別表第3、こちら別紙のとおりということで表をつけさせていただいてございますが、こちらは昇格時対応号給表という表になりまして、例えば教諭から主任教諭、主任教諭から副園長、副園長から園長といった昇格する際にその昇格する場合の給料の表の対応関係を示している表になります。給料表が4月にさかのぼって変わりましたので、従来表と対応関係がずれが生じておりますので、こちらを改めるといふものであります。</p> <p>給料の切り替えが4月にさかのぼりますので、付則にございますようにこの対応号給表の切り替えも令和6年4月1日から適用するような改正をさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件につきまして、質問等あればお願いします。 なければ、第40号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p>

	〔秘密会〕
教 育 長	秘密会はここまでとします。
	〔秘密会終了〕
教 育 長	以上をもちまして、令和6年第22回教育委員会定例会を終了します。
	閉会時刻 午後2時21分